

第1回 桃山台留守家庭児童育成室運營業務委託説明会 要旨

【日 時】平成29年9月8日 19時30分～21時30分

【場 所】桃山台留守家庭児童育成室

【出席者】木戸地域教育部長、落地域教育部次長、脇谷放課後子ども育成課長、
植村同参事、日比同課長代理、山下同主査（書記）

【吹田市より配付書類説明】

（保護者）

桃山台育成室が委託候補として選定された理由について、もう少し聞かせてください。また、候補育成室として5か所が発表になる前に、事業者が見学に来たと聞いているのですが、なぜ、候補育成室を公表する前に、事業者が見に来ることになったのですか。

（吹田市）

育成室運營業務の民間委託に関して、以前から興味を持っていた事業者から、問い合わせがあり見学を希望しました。そのため、放課後子ども育成課の職員が同行すること、写真撮影を禁止すること等の条件で見学を行いました。この事業者は近隣の複数の育成室の見学を行っておりますが、桃山台育成室に応募するかどうかは、今後、事業者の判断になります。

運營業務の委託候補として選定する理由につきまして、施設がきっちり確保できていることが条件となります。入室児童数の増加により、新たな施設整備を小学校と協議している育成室も複数ありますが、現時点でまだ確保に至っていない所もございます。桃山台育成室につきましては、今年度、将来の児童増加分を見越したうえで、新しい施設を建設しております。したがって、桃山台育成室を候補育成室といたしました。

昨年度、新たに選定した育成室の内、千里たけみ育成室につきましては、近隣の社会福祉法人が選定され、4月より業務を開始しております。佐井寺育成室につきましては、再度協議を行った上で、今年度も対象としております。しかしながら、千里新田育成室につきましては、児童数の大幅な増加により、新たな教室が必要となりましたが、現在のところ確保の目途が立っておりませんので、今年の対象からは外しております。このように、事業者が運営するに当たりまして、施設の確保がしっかりとできていることを選定の理由としております。

（保護者）

昨年度も、新たにプレハブ教室を建築していると思うのですが、どうして、その育成室ではなく、まだ建設していない桃山台育成室なのでしょう。

昨年度、プレハブ教室の建設が遅れたと聞いています。桃山台育成室についても、遅れてしまい、4月に間に合わないかもしれません。また、他の育成室でもプレハブ教室が建設されると聞いているのですが、なぜ桃山台育成室が選ばれたのですか。

(吹田市)

昨年度に、新たにプレハブ教室を建設いたしました、東山田育成室につきましては、その後の児童推計では、それでも、次年度以降、部屋が不足する可能性が高く、学校から放課後の時間帯のみ教室を借用する必要があるがございます。千二育成室につきましても、新たな校区内で開発が予定されており、将来的に教室が不足する可能性が生じております。

昨年度には、プレハブ教室の建設が遅れてしまい、児童や保護者、小学校に多大なご迷惑をかけてしまったことは、大変申し訳なく思っております。桃山台育成室のプレハブ教室については、仕様書作成後、指名競争入札を行い、業者を選定するという流れになります。予定では、9月中には入札を行い、翌3月の中旬には引渡しを終えることとしております。スケジュールに関しましては昨年度のようなことがないように、昨年度より2か月早く進めております。また、桃山台育成室の建設予定エリアにつきましては、昨年度の2つの育成室に比べて、比較的工事がしやすい場所となっております。それら、今年度の桃山台育成室の新教室の建設につきましては、昨年度とはかなり状況が異なっておりますので、遅れることは無いと考えております。

更に付け加えますと、教室数についても、今後の児童増加を見込み、5教室を建てることとしております。

(保護者)

豊一育成室や佐竹台育成室も新たなプレハブ教室が建設されると聞いています。

(吹田市)

豊一育成室や佐竹台育成室につきましても、同様に、今回の教室の建設だけでは、将来的に入室児童数を受入れるための教室の確保とはなっておりません。建設する敷地にも限界があるため、今回につきましては、これ以上、建設できませんでした。

(保護者)

保育料については、委託をしても据え置くと聞いているのですが、今後はどうなるのですか。個人的には、保育料は安い方がいいと思っているのですが、委託することによって高くなることは無いのですか。

また、入室の審査の基準を厳しくすれば、児童の受入数を減らすことができると思うのですが、安易に入室基準を厳しくすることはありませんか。フルタイム勤務でなくても、

パートタイム勤務でも利用できると便利だと思います。

(吹田市)

委託することにより保育料を値上げすることはございません。保育料は据え置きとなります。保育料につきましては、今後も市に納めてもらうこととなります。保育料等の利用者負担につきましては、育成室に係る経費の内、教室の建設に係るものを除き、国・府からの補助金を引いた残りの金額（一般財源）の25%とするよう吹田市全体で決めており、現在は、一般財源の約20%となっております。（教室の建設にかかる経費以外の経費の内、利用者負担金の占める割合は約13%。）保育料につきましては、毎年、利用者負担の割合を算出し、現状把握と見直しの検討を行っております。

保育料を上げる場合は、委託育成室だけでなく、直営育成室も含めて全育成室上げることとなります。現在は保育料を上げるには至っておりません。

入室基準につきましても同様に、市が全育成の受付と許可を行います。現在のところ変更の予定はありません。

(保護者)

指導員の欠員が34人の状況だと聞きました。指導員の給与が減るとも聞きました。欠員が出ているのであれば、給与を上げる等して、少しでも指導員を集めてもらいたいのですが、委託を進めるために、指導員の給与を減らし、欠員の状況を作っているように感じます。

質問なのですが、契約期間が3年と書いていたと思うのですが、3年で他の事業者が変わることなのですか。3年後、新たな事業者が無い場合については、直営での運営に戻るのですか。

(吹田市)

直営育成室の指導員は、地方公務員法上、非常勤職員ということになっております。現在、吹田市全体で非常勤職の給与の見直しが行われております。理由としまして、他市と比較した場合、吹田市の指導員の平均の給与額は、他市よりも高くなっているからです。ただし、非常勤職員の給与の見直しにつきましては、吹田市全体の取り組みとなっておりますが、担当課の本音としましては、勤務条件が悪くなることには変わりはありませんので、指導員の確保がますます困難になることが予想されますので、折り合いをつけて納めていただきたいと思います。

3年後の契約の件ですが、今年度から立ち上げております、事業者選定等委員会の職務のひとつとして、既に委託している事業者の評価を行うこととしております。委員会により、既に委託している事業者が、客観的に高い評価を得た場合につきましては、引き続き継続して契約できるように考えております。

今年度は、千里丘北育成室が3年契約の最終年となっており、評価を行う対象になっております。委員会において、審議した結果、委員や保護者からも高い評価をいただいております。今後、市の手続きを経て、継続して契約することになっていく予定となっております。

(保護者)

新たな契約についても3年となるのですか。

(吹田市)

その場合の契約につきましては5年とする予定をしております。

(保護者)

昨年度は、6か所の育成室が候補となっていたのですが、1つしか決まらなかったと思います。それは、他の候補育成室は、全く手が上がらなかったということなのですか。

(吹田市)

その通りです。

(保護者)

今回は、どれくらいの事業者が委託を希望すると見込んでいるのですか。そもそも、対象となる事業者はどれくらいあるのですか。

(吹田市)

今回は、NPOや株式会社も対象としており、対象をかなり広げております。今回対象となる、保育・教育の実績を有する事業者がいくつあるかは、カウントしておりませんが、今年度は前年度までとは違い、事業者からの問い合わせはかなり増えておりますので、昨年度のような、ほとんど応募がない状態にはならないと考えております。

(保護者)

吹田市内で120人を超える児童数の育成室の運営を委託している実績はあるのですか。資料にあるアンケートでは、児童数が桃山台育成室の半分程度であり、また、アンケートの回答率が悪いので、あまり参考にはならないと思います。

(吹田市)

現在、児童数が100人を超える育成室の運営業務を委託しているところはありません。多くて60人を超える程度になります。アンケートにつきましては、資料としてお示ししているものの回答率は悪かったです。これまでは6~7割を程度の回答をいただいております。

ましたが、年間3回のアンケートの3回目になりますと、アンケート回答率も下がってまいりました。頻りにアンケートが届くと、保護者の皆様も負担に感じられていると思っております。今年度から委託を開始した千里たけみ育成室以外につきましては、回収率を上げるために、回数を年2回に減らそうと考えております。

アンケートの回答率は下がっているのですが、職員が延長保育時にお迎えに来る保護者と話をする等により、保護者の意見の把握は別に行っております。また、学級懇談会にも参加し、保護者の皆様の声を聞かせていただいております。保護者の皆様のご意見につきましては、アンケートだけで十分と考えているわけではございません。育成室運営には様々な形で保護者の声を聞く必要があると思っております。

桃山台育成室の保護者の皆様が、既に委託している育成室の雰囲気をお知りになりたいとのことでありましたら、事業者にあらかじめ伝えた上で職員が同行し、ご案内させていただきます。

(保護者)

児童数が100人を超える育成室については、これまで運営委託を行った実績がないとのことですが、120人を超える児童の引き継ぎや、新施設建設による育成室の移転もあるので、しっかり引継ぎができるのか非常に不安です。もし、新施設の建設が遅れることがあると、次年度に向けて育成室が混乱し、引継ぎがしっかり行われるか不安に思っています。そうなれば、児童も保護者も困ります。新年度は親も子も不安定になると思います。

(吹田市)

引継ぎ保育につきましては、4月からの業務委託開始を円滑に進めるためにも、しっかりと実施していく必要があると考えております。

新施設の建設につきましては、別の育成室の件ではありますが、新年度に間に合わず、児童、保護者の皆様には大変申し訳なかったと思っております。そういったことがありましたので、今年度につきましては、計画を前倒して計画を進めております。現時点では仕様書作成の最終段階に入っており、前年度より2か月早く進めており、建設予定場所につきましては、工事しやすい場所にあることも考えると、今回は遅れることはないものと考えております。

部屋も替わり、指導員も替ることに対して、ご不安に思われることにつきましては、ごもっともだと思います。引継ぎ保育につきましては、子供たちと指導員との関係作りが最も重要であると考えております。ただ単に指定する日数を、指導員が育成室内で過ごせばよい訳ではありません。事業者がどのように引継ぎ保育を行うかは、選定の過程で見たいと思っております。4月から、どれだけ上手くスタートさせるかは、1月から3月の保護者の皆様との懇談と、子供たちと指導員との関係づくりにかかっています。事業者は引継ぎ保育の趣旨を理解し、子供たちの輪の中に入り、関係づくりをしっかりと行う必要

があります。そのような引き継ぎ保育を行う事業者が選定されるべきと考えております。今年の選定等委員会につきましては、保護者の方も委員として参加していただきますので、しっかりと厳しい審査をお願いいたします。

桃山台育成室につきましては、たくさんの児童が入室しておりますので、引継ぎ保育を1人で行うことは難しいと思っております。これまでは、1教室ないし2教室の引継ぎでしたので、1人で引継ぎ保育を行った場合でも、4月からは大きな問題は起こりませんでした。桃山台育成室の引き継ぎ保育につきましては、児童数が多いことを加味しなければならないと思っております。複数の指導員が引継ぎ保育に入り、しっかりと関係づくりをしなければいけないと考えております。

(保護者)

委託料については、育成室の規模によって変わるのですか。

(吹田市)

委託料につきましては、運営する教室数と、配慮が必要な児童の加配の人数で決まります。運営する育成室の部屋数を増えると、委託料は増加いたします。

(保護者)

他の60人規模の育成室と、同じ委託料となることはないのですか。

(吹田市)

それはありません。部屋数に合わせて委託料は増加します。

(保護者)

保護者としては、どんな指導員さんが配属されるのか気になる場所ですが、事業者を選定するにあたり、選定委員会を立ち上げ、しっかりとしたプレゼンができる場所を選ぶとするスタンスは伝わってきています。しかしながら、吹田市が一生懸命確保しようとしても、確保できない状況で、民間事業者が質のいい指導員を、きっちり確保できるのかは、事業者の質とは別ものだと思います。

例えば、警察の駐禁の監視委員さんの委託がありますが、ふたを開けてみると、働いている人は高齢者ばかりでした。指導員の確保ができたとしても、その指導員の質が良くないことは無いのですか。そのあたりは、市はどのように見ようと思っているのですか。

(吹田市)

指導員によって育成室が大きく変わることににつきましては、直営育成室も委託育成室も同じだと思っております。放課後子ども育成課は指導員の人事配置をしているのですが、

年齢構成や経験の長さを考えて配置をしております。

委託育成室の場合、どのような指導員を配置するかは、事業者が決めることとなります。事業者の選定基準の中に、「指導員の体制について」を設けており、配点を高くしております。この項目につきまして、例えば、「経験がある指導員を配置する」だけのように、簡単な記載であれば、点数が高くなってまいりません。経験やこれまでの実績等が、どのくらいあるような指導員を配置すると具体的に記載がなければ、高い点数とはならないと考えております。

(保護者)

指導員がどのような資格を保有しているかや、どのような人物であることを記載する欄は無かったと思うのですか。

(吹田市)

指導員体制を書く欄を設けております。

(保護者)

書類で確認できないような気がしています。

(吹田市)

業務委託契約においては、仕様書に、特定の資格の保有者や、特定の年齢の者を、特定の人数配置するように記載することは問題があります。それでは、人材派遣業務となってしまいます。したがって、選定の際、プレゼンテーションの時に、どのような人材を配置しようと考えているかをヒアリングすることになります。

(保護者)

募集要領の中に、どんな指導員を何名配置することが記載されること、はいけないのですか。

(吹田市)

指導員の配置につきましては、仕様書の中で配置の基準を記載しております。

(保護者)

このような小さな枠では書ききれません。個人名を上げ、どのような経験がある者を配置するかを記載するような欄は無かったと思います。半年後に誰が働くか全員を決めていないと、誰に引継ぎをしていけばいいのですか。

誰が働くかを明確にわかるような募集要領にしてください。要望します。

(吹田市)

仕様書の中に、指導員配置については、指導員の資格を含めた国の基準や本市の配置基準を示し、それを守ることにしております。また、仮に人数等の記載をしたとしても、応募書類に個人名を記載することは無いと考えております。

(保護者)

それは、人数ではなく、中身になります。あくまでの、人数の指定をお願いします。

(吹田市)

今のご意見につきましては、どのように反映できるのか検討いたします。ご意見通りにはならないこともあると思いますが、できる限り反映したいと考えております。

(保護者)

選定基準についてですが、これについては100点満点を取ってもおかしくないものと思います。この基準では、判定が甘すぎます。これは選定委員会の中で、変わることはあるのですか。

指導員の質の話がでていますが、「子育てしやすい街吹田」という言葉があるように、吹田市では子育て世代が増えていると思います。吹田市では保育士か教員の資格を保有しているか、2年以上の児童福祉事業での実務経験がある場合を、指導員採用の基準としていると思うのですが、委託育成室については、すべて事業者に任せることになるのですが。また、他の都道府県で児童に対する猥褻な犯罪歴のある指導員が働いていたと聞いていますが、そういうこともありえるのでしょうか。

(吹田市)

選定基準に関してですが、今回、お示ししております事務局案につきましては、吹田市が条例に基づく業者選定委員会において、採点する場合の標準的な採点方法であります。採点方法等、今回の仕様書・募集要領につきましては、保護者説明会での意見を委員会で報告し、変更する必要があると判断された所につきましては、変更いたします。ただし、仕様内容、選定方法等、他の選定委員会とのバランスもございますので、保護者の皆様からいただきましたご意見がどの程度採用されるかは、現段階では分かりかねます。

国において指導員の基準が示されております。当然、この基準を守っていただく必要があるのですが。吹田の条例の施行規則では、指導員は保育士か教員もしくは児童の健全育成について知識、経験のあるものと定めがありますので、基本的には保育士または教員の免許を持っているものを配置してもらうということになります。直営の育成室でもそうなのですが、2人の内1人は必ず有資格者となり、でもう1名については、そういった制限

がないものとなります。

前科がある者については、応募してきた段階でそこまで判断することは難しく、申告によるものになります。

(保護者)

事件が起こってからでは遅いのです。そういったことが起こらないように厳しい条件にすべきだと思います。また、今回は完全に民間に譲渡する民営化ではないのですよね。

(吹田市)

はい、完全に渡すわけではありません。

(保護者)

であれば、強く言ってもいいのではないのですか。

(吹田市)

指導員の配置につきましては、過去に児童に対して、性犯罪を行った者は配置すべきではありません。したがって、配置されることがないようにしていきたいと思います。

(保護者)

そのあたり、うやむやにしないでいただきたいです。もし、そのようなことが起きた場合は、市が責任を持つのですか。

(吹田市)

この事業は市で行っておりますので、当然、そういうことがあれば市の責任となります。

(保護者)

京都で、児童に猥褻なことをした指導員が、そういったことを隠して働いており、保護者がその事実を見つけ、その後、基準を設けて、そういった者は採用しないようにしたことがありました。

市であれば採用基準を設けることもできると思うのですが、事業者任せであれば、そのようなことに制限を掛けられないと思います。責任を取ると言っていましたが、責任なんて取れないと思います。そういう採用基準を盛り込んでもらいたいと思います。

(吹田市)

ご意見につきましては、その通りと思います。どこかで記載できないか検討してまいります。

(保護者)

今までの話で、心配になってきています。どのような資格を持った指導員が、どれだけ配置される等、もっと細かい基準を持った上で、市が選定をしようとしているのですが、実際は事業者からの提案次第とのことでした。提案内容の質が高いのであれ問題は無いのですが、低い場合でもその中から選ぶことになるのではないかと心配です。

今の規準にあるような、クラスに1名は保育士等の資格がある指導員というような規定は、今後も守られるのですか。今の指導員の配置の基準は今後下げないでもらいたいです。今の指導員は懇談会の場で顔を見て、子供たちの話をしてくれるような指導員です。そのような指導員を、事業者が確保していくことができるのかが気になっています。

(吹田市)

指導員の資質については、非常に重要なことと考えております。一定の基準を満たさない事業者は、たとえ応募が1つの事業者しかない場合でも選定されるべきではありません。その場合は、次年度の運営は直営で行うこととなります。2つや3つの事業者からの応募があったとしても、必ずしも選定されるものではなく、一定の基準を満たす優秀な事業者を選ぶということです。

指導員の配置につきましては、吹田市と同等の規準で配置をしていくことにしております。委託育成室は直営育成室よりも高い基準を設けることはありませんが、吹田市が責任を持って直営と同等な基準を満たすようにしてまいります。

仕様書には、吹田市が採用している国の基準を守るように記載しております。

(保護者)

プレハブ建設について聞きたいです。耐震性や冷暖房の完備はどう考えていますか。現状は、学校の校舎のため、耐震性は大丈夫だと思うのですが、天災が起こったときにプレハブで耐えられるのですか。

(吹田市)

プレハブ教室につきましては、耐震性等、吹田市が必要とする建築の際の審査を受けますので、耐震性については問題ありません。空調の話につきましては、プレハブは通常の鉄筋コンクリートの建物よりも暑くなります。断熱材を入れて対応もするのですが、それだけではなく、通常よりも空調の能力を高くしますので問題はありません。学校内の建物は、通常の建物の基準を1とすると、その1.25倍の係数の強度のものを建てる必要があります。プレハブ教室も同様に通常の建物よりも1.25倍の係数の強度の建物としております。

(

保護者)

このままの状態、学校の教室を増やすやり方ではだめなのですか。

(吹田市)

今のままでは、推計上数年後には学校の教室が不足しますので、今の育成室を残すことは困難であります。

また、プレハブ教室といえば、粗末な建物というイメージをお持ちになるのかもしれませんが、建築基準法等、必要な法令を全てクリアしたものになります。耐震性や空調能力等は全く問題はございません。

(保護者)

市や国の事業の委託であれば、法人は儲けが無いのではないのでしょうか。おやつや保育教材を減らすこと等により、法人が収益を上げることがないように、市が収益率等を調べるのですか。おやつ代や、コピー代にいくら掛けているかを、保護者に教えてもらうことはできるのですか。

(吹田市)

事業者は、市に対して決算書の提出は行っております。現在、その時提出のあった決算書は開示しておりません。それを開示して良いかにつきましては、法令による問題はないか検討した上で決めてまいりたいと考えております。

おやつ代につきましては、市の会計とは別になりますので、これまでも保護者の皆様に対して、会計報告等を行うよう対応しております。

市の委託料の使用用途は、市ではしっかりチェックしていますが、公開するかどうかににつきましては、今後検討してまいります。

(保護者)

先ほどから選定基準について甘すぎると話がありますが、今までの意見を反映して、掘り下げた内容にする考えはありますか。一般企業が業務委託する際に、こんな簡単な判定基準書はありません。もう少し、掘り下げて、具体的に書くべきではないですか。それを示してもらいたいです。

(吹田市)

事業者の提案内容に対して、どういった内容であれば高得点となるかについての規準は内部で準備しております。しかしながら、これを公開すると、プロポーザルが成立しなくなりますので、公開はいたしません。

(保護者)

具体的にいうと、「指導員の質の向上について」とありますが。これをどう評価するのですか。年間の教育訓練の回数等は、市がきっちり管理するのですか。そのようなことを含め、契約書を作るのですか。

(吹田市)

契約書の中には、具体的な研修についての記載はありません。「指導員の質の向上に努めているか」という、項目としては短い文言ですが、事業者がどのくらい「指導員の質の向上」について考えているかを選定のポイントの一つといたします。

(保護者)

それだと、プレゼンテーションで上手く説明できた事業者が、高い点数を獲得することになりますよね。それだけで判断できるのでしょうか。

(吹田市)

事業者選定につきましては、提案書と質疑応答で判断することになります。

(保護者)

事業者の公募と選定が10月から12月となっていますが、事業者は12月に選定されてから、指導員を募集することになると思いますが、吹田市が募集しても集まらなかった指導員を、12月から事業者が募集をしても、3月に必要数が集まるのか疑問です。もし、集まらなかった場合は、その事業者は契約解除となるのですか。

(吹田市)

選定の前段階であっても、事業者は内部でどういった者を配置するかにつきましては、検討を行っているものと思うのですが、全員を既に採用しているまではいかないと考えます。当然、事業者としましても、リスクがつきまとうものですので、選定後に募集することもあると思います。仮に、プロポーザルでは指導員を必要数揃えることが可能と言っていたにも関わらず、必要数を揃えられない場合は、委託することができませんので、4月からは直営になります。それ以後は、吹田市と事業者との問題となります。

(保護者)

120名の引継ぎ保育についての明確なビジョンがありません。最低でも2か月は必要と思います。2月の段階で最低8人の指導員が決まっていなければ、この話は流れるという約束で間違いないですね。

(吹田市)

これまで委託を行った育成室でもそうなのですが、4月から勤務予定の者すべてが、引継ぎ保育に参加する様にはなっておりません。

これまで、引継ぎ保育期間中や運営開始当初に引継ぎ保育に関して、明確に苦情を受けたことはございません。不満に感じておられた方はいらっしゃったと思いますが、ご意見をいただいたことはございません。

子どもたちとの関係を作っていくのが、引継ぎ保育の主旨だと理解しております。その主旨を充足させるために、必要なことをやらなくてはなりません。したがって、何人でないといけないと決まっておりはりません。

(保護者)

現在の規程では、4月に8名が揃っていれば良いのですか。1名のみの引き継ぎで良いのですか。

(吹田市)

100人を超える引継ぎであれば、1名では無理だと思っております。応募事業者が、提案書の引継ぎ保育に関する事項で、「1名で引継ぎを行います。」となっておれば、本当にそれで引継ぎ保育が可能かどうか、お尋ねいただきたいと思っております。

選定項目にも明記させていただいておりますが、引継ぎ保育がきちり行われるかについては選定の基準になっております。もし、それが不十分であり、「劣っている」と過半数の委員から評価された場合は、その事業者は選定されないこととなります。その様なやり方で見極めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(保護者)

選定委員のことですが、公正性を確保するための委員構成としながら、どうして吹田市の職員が入っているのですか。どなたが入る予定なのですか。

(吹田市)

留守家庭児童育成室事業につきましては、市の事業になりますので、市の職員を委員として構成しております。

(保護者)

引継ぎや、指導員の質のことに不安があったことは、ご理解していただいたと思っております。仕様書が甘いとの声もありました。今年度の仕様書には保護者の意見を入れていただけるとの説明がありました。今回の保護者の意見を盛り込んでいただければ、公募する前に保護者に見せていただきたいと思っております。保護者でもう1度協議したいと思っております。

(吹田市)

説明会におきまして、他の育成室の保護者の皆様からも、ご意見をいただいております。それらのご意見のうち、可能なものにつきましては、できるだけ反映したいと思っております。公募期間中となるかもしれませんが、完成したのものにつきましては、何らかの形で保護者の皆様にご提示したいと思っております。ただし、保護者の皆様全てに承認が得られないと進めていけないということにはなりませんので、そのあたりはご理解いただきたいと考えています。

(保護者)

仕様書等に意見を盛り込むことができるのは、いつ頃までですか。

(吹田市)

9月下旬には全ての育成室で1回目の説明会が終わります。その時点でいただいたご意見をできるだけ反映し、事務局案を作成してまいります。その頃が期限になると考えております。

ご質問やご要望につきましては、お電話やFAX等、どのような形式でも結構ですのでお寄せいただきたいと思います。

(保護者)

今年の仕様書と募集要領はどこで確認できるのですか。

(吹田市)

今年の仕様書と募集要領はこれから作成しますので、できあがれば皆さんにお見せいたします。

(保護者)

募集する前に見せてもらえるのですか。

(吹田市)

出来る限り、募集の前にご提示したいと思います。ただし、保護者の了解がないと募集できないということにはなりませんので、ご了承ください。

(保護者)

選定委員は事前に見ることができるのですよね。

(吹田市)

仕様書、募集要領につきましては5人の委員で策定いたします。保護者委員の皆様につきましては、事業者の選定に参加していただくこととなります。

(保護者)

そこにも入りたいと思っています。

(吹田市)

本事業につきましては、市が責任を持って、すべての育成室の運営を行っております。したがって、一部の保護者のみが、運営内容を定めた仕様書の作成に携わることはできません。ご了承ください。

(保護者)

私たちは、本当にノーと言えるのですか。説明をされて反対と言うっているのに、そのまま進められることになるのですか。

(吹田市)

大変申し訳ありませんが、保護者の皆様が反対されたからといって、委託をやめるという話にはなりません。ただ、本日いただいたご意見につきましては、きっちりと選定委員に伝えてまいりますのでよろしくお願い致します。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。次の説明会の日程等、決まり次第お知らせいたしますので、どうぞよろしくお願い致します。